

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術の件数

（期間：令和6年1月～令和6年12月）

1. 区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	7件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	24件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	74件

2. 区分2に分類される手術		手術件数
ア	靭帯断裂形成手術等	1件
イ	水頭症手術等	20件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	13件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

3. 区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

4. 区分4に分類される手術の件数		手術件数
胸腔鏡下・腹腔鏡下手術		224件

5. その他の区分に分類される手術		手術件数
ア	人工関節置換術	5件
イ	乳児外科手術施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	44件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	63件